障害者福祉医療費の助成制度

この制度は、重度心身障害児(者)の方の、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療の自己負担分を助成する制度です。

【対象者】

◆重度心身障害児(者)の方

・身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方
・療育手帳のA1またはA2をお持ちの方
・18歳未満の児童で、身体障害者手帳の3級または4級を持ち、療育手帳のB1をお持ちの方

◆所得制限等

65歳以上で、平成15年10月1日以降、新たに手帳の交付を受けた方は、住民税非課税世帯の方のみが対象。

※65歳未満の方、または65歳以上で平成15年9月30日以前に対象となる級の手帳の交付を受けた方は所得制限はありません。

【申請方法】 次のものを持参し、窓口で申請。
①身体障害者手帳または療育手帳 ②健康保険証

【1年ごと更新対象の方】

6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望する方は、所得判定による資格の更新を行いますので、6月中に①②を持参し、更新の手続きを行ってください。

【問い合わせ・申請先】
市民保険課保険班
☎53・3115

ひとり親家庭医療費助成

18歳までの子どもがいるひとり親家庭や、両親のいない子どもとその養育者の医療費のうち、保険診療の自己負担分を申請があった月の翌月から助成します。

【対象】 所得税が非課税の世帯（平成22年度税制改正の扶養控除等廃止前の計算による旧税額で判定）

【申請方法】 次のものを持参し、申請してください。
①子どもとひとり親（養育者）の健康保険証
②所得・課税証明（住民票が令和4年1月1日現在香美市にない場合）

【受給中の方】

受給者資格は毎年6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望する方は更新が必要ですので、6月中に①②を持参し、更新の手続きを行ってください。

【問い合わせ・申請先】
市民保険課保険班
☎53・3115

健康づくり・介護予防の取り組みを応援します！

自主的に健康づくりや介護予防のための活動をする団体に、補助金を交付します。

【対象団体】

次の全てを満たす団体
①40歳以上の者が5人以上で、香美市民で組織する団体
②スポーツを主たる目的とした団体でないこと
③地域住民が活動に参加できるよう周知し、新たに参加希望者を受け入れること
④事業に対し他の補助金を受けていない団体

【活動内容】

A＝健康づくりや介護予防につながる活動（1団体、上限2万5千円）
※月2回程度、かつ年間20回以上の活動を行うこと
B＝健康づくりや介護予防につながる講演会等の開催（1団体、上限1万円）

【申請締切】
10月31日(月)
※予算額に達した時点で終了

【問い合わせ先】
健康介護支援課健康づくり班 ☎52・9282

新婚さんの新生活を支えます

香美市結婚新生活支援事業として、結婚に伴う新生活の経済的支援のため、補助金を交付します。

【補助対象】

次の全てを満たす方
①令和４年１月１日から令和５年３月３１日までの間に婚姻届が受理された夫婦
②夫婦ともに婚姻日の年齢が３９歳以下
③令和２年、または令和３年の世帯所得が４００万円未満（奨学金を返済している場合は控除可。申請時に無職の場合その方は所得なしとみなす）
④対象となる住居は夫婦いずれかの住所として住民票に香美市内の住所が記載されていること
⑤夫婦ともに市税等の滞納がないこと
⑥夫婦ともに暴力団員でないこと

【対象経費】

新居の購入費・リフォーム費・家賃（他の公的制度による家賃補助等を受けている場合、その部分は対象外）・敷金・礼金・共益費・仲介手数料・引越し費用

【補助限度額】

１世帯あたり３０万円
新婚世帯と親世帯が同居または近居(直線距離で５㌔以内もしくは同一小学校区内)の条件を満たす場合、補助限度額は４５万円となります。

【申請先】

定住推進課　☎53−1061

※その他、要件があります。
お早めにお問い合わせください。

その他

高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種

高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種は、これまでに成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことのない65歳以上の方を対象に、接種費用の一部を公費で負担する制度です。

対象は、その年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に達する方です。

※対象者には、すでに個別にご案内をしています。

また、次に該当する方で、今までにこのワクチン接種を受けていない方は、定期接種を受けることができますので、お問い合わせください。

◆60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、日常生活が極度に制限される障害のある方

【問い合わせ先】 健康介護支援課 ☎52・9281

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の開始

脳卒中等による失語症でコミュニケーションに支障をきたす方に、失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業を開始しました。手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業も引き続き申請を受け付けています。

受診や集会への参加、公共施設の利用などで、コミュニケーションにお困りの方は、ぜひご利用ください。

※HPから申請書を印刷できます

【対象者】 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

【利用料】 無料

【問い合わせ・申請先】
福祉事務所 ☎53・3117

寄付のお礼

山田小学校児童クラブ保護者会より、香美市立図書館児童向け備品購入のために、ご寄付をいただきました。

【問い合わせ先】
図書館 ☎53・0301

高知家健康パスポートがアプリになりました

県内のスポーツ施設や飲食店などで特典が受けられ、楽しみながら健康づくりを進められる高知家健康パスポート。4月から非接触、非対面型のアプリのみの運用となったことから、コロナ禍でも安心してご利用頂けます。

この機会にヘルシーポイントを集めよう！

香美市が実施している健康香美ング・チャレンジでは、１カ月間の朝食摂取状況の記録を提出した方に、グリーンのヘルシーポイントを５ポイント、１カ月間体操等の運動をした記録を提出した方に、ブルーのヘルシーポイントを１０ポイント進呈しています。

※一人につき最大3カ月分まで受付します。
これを機にご自身の健康管理に役立てましょう。

アプリポイントへの変換について

お手持ちのヘルシーポイントシールは、令和４年９月３０日まで、県（健康長寿対策課・各福祉保健所）および香美市健康介護支援課（健康づくり班）でアプリポイントに変換することができます。

ヘルシーポイントを集めるとプレゼントがもらえます

ヘルシーポイントを集めてアプリでランクアップすると、特典として香美市指定ごみ袋をプレゼントします。健康介護支援課健康づくり班の窓口（本庁舎２階）でアプリ画面を提示してください。

※香美市に住所を有する方に限ります。
ささやかですが、ご家庭でぜひご利用ください。

ヘルシースタンプシートについて

アプリを利用できない方のために、ヘルシースタンプシートを発行します。スタンプを集めることで高知県のヘルシースタンプシート専用プレゼントキャンペーンに応募することができます。ただし、高知家健康パスポートのヘルシーポイントと交換することはできませんので、ご注意ください。

■問い合わせ先
高知県健康福祉部健康長寿政策課 健康パスポート係　☎088−823−9675
健康介護支援課 健康づくり班　☎52−9282